



Yanagisawa Accounting Firm

## 柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

### 新型コロナウイルス感染症の給付金(諏訪市・原村・富士見・岡谷)

新型コロナウイルス感染症の給付金について諏訪市・原村・富士見町・岡谷市では以下の制度があります。支給要件に当てはまるものがあれば期限までに申請を行うようにしてください。当事務所でも申請手続きの支援を行っていますので不明等あればお気軽にお問い合わせください。

制度	対象地域	期限	要件(概略)	金額
諏訪市新型コロナウイルス対策事業者リフォーム補助金	諏訪市	R3. 09. 30	感染症対策及び新しい生活様式に適応するのに必要な設備導入・新しい生活様式、テレワーク等への転換にかかる経費を使用した場合	上限10万円 補助対象経費の3分の2以内
第2弾 原村事業継続特別給付金	原村	R3. 11. 30	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、令和2年の売上高・事業収入額が令和元年に比べ20%以上減少している方。	5万円を超えない範囲
原村創業者事業継続特別給付金	原村	R3. 11. 30	令和2年4月1日以降に開業した事業者で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年の売上高・事業収入額が創業計画の売上目標等に比較し20%以上減少した事業者。(令和2年度原村事業継続特別給付金の支給決定を受けた者は除く。)	10万円
感染症対策環境整備支援事業	富士見町	R3. 08. 31	町内事業者の感染症対策に係る費用の支援 (1)町内に店舗を持つ以下の事業者。 (2)飲食店、宿泊業、小売業、生活関連サービス業を営業している事業者。(保養・研修所は対象外) (3)適切な感染予防対策を講じている事業者。(飲食店・宿泊業は長野県「信州の安心なお店」認証制度への登録(申請含む)事業者) (4)町税・料金の滞納がない事業者。	5万円
「信州の安心なお店」等推進奨励金	岡谷市	R3. 11. 30	「信州の安心なお店認証制度」の申請を受けた以下の事業所 食料品製造業/酒類製造業/飲食料品卸売業、宿泊業、普通洗濯業/リネンサプライ業、飲食業、旅行業、結婚式場業、自動車運転代行業/一般貸切旅客自動車運送業、娯楽業	飲食業 20万円 その他事業 10万円
飲食店等緊急支援補助金(家賃等補助)	岡谷市	R3. 08. 31	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下記要件を満たす飲食店等 ①食品衛生法に基づく営業許可を取得し、店内で飲食を提供している ②「信州の安心なお店」認証制度について、登録・認証申請を行った事業者	上限14万円 (地代家賃4・5月分、上限7万円/月、補助率:10/10)

# 令和3年度税制改正～住宅資金贈与～

## ■ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税とは

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母や祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。

## ■ 令和3年度税制改正による主な改正事項

### (1) 非課税限度額の拡大

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約をした場合の非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの非課税限度額と同額まで引き上げられます。

### ≪受贈者ごとの非課税限度額≫

契約時期	消費税率10%が適用される者		左記以外の者※1	
	省エネ等住宅※2	左記以外の住宅	省エネ等住宅※2	左記以外の住宅
～平成27年12月			1,500万円	1,000万円
平成28年1月 ～平成31年3月			1,200万円	700万円
平成31年4月 ～令和2年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
令和2年4月 ～令和3年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
<b>令和3年4月 ～令和3年12月</b>	<b>1,500万円</b> (改正前1,200万円)	<b>1,000万円</b> (改正前700万円)	<b>1,000万円</b> (改正前800万円)	<b>500万円</b> (改正前300万円)

※1 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者。

※2 省エネ等住宅とは、省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

### (2) 床面積要件の緩和

受贈者の贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上（改正前50㎡以上）に引き下げられます。

なお、床面積50㎡以上の住宅用家屋に対して適用する場合の合計所得金額は2,000万円以下のままで変更はありません。

### (3) 相続時精算課税制度について

令和3年12月31日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受ける場合には、様々な要件を満たす必要があります。適用をご検討の方は、一度ご相談ください。

(坂本憲彦)

## 税金・会計 Q&A

### Q 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い① マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の 購入費

業務のために通常必要な費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費）について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法）により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がマスク等を直接配付する場合も同様です。）。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

### Q 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い② 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費 など

業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です。）。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

### Q 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い③ PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

業務のために通常必要な費用（例えば、企業の業務命令により受けた PCR 検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、従業員が自己の判断により受けた PCR 検査費用や、従業員が自己の判断により支出した消毒費用など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。



（橋本健治）

## 令和3年分 路線価

### 全国平均で前年比 0.5%下落

路線価は主な道路に面した土地の1㎡あたりの評価額を国税庁が1月1日の時点で算定したもので、相続税や贈与税の計算の基準になるものです。

最高額は東京・銀座5丁目の銀座中央通りの1㎡当たり4,272万円でした。36年連続で日本一となりましたが、昨年に比べ7.0%下落、9年ぶりの下落となりました。今年は新型コロナウイルスの影響を受けて、商業地や観光地の下落が目立つ結果となりました。



### 県内路線価 26年連続下落

区分	路線価所在地		
年度	茅野市塚原	諏訪市	岡谷市
	市役所前	上諏訪駅前 国道	岡谷駅前
ピーク時	¥215,000 93年 H5	¥390,000 92年 H4	¥175,000 94年 H6
19年 R01	¥44,000	¥58,000	¥44,000
20年 R02	¥43,000	¥58,000	¥43,000
21年 R03	¥42,000	¥58,000	¥42,000
前年増減率	▲2.3%	0.0%	▲2.3%
ピーク時増減率	▲80.5%	▲85.1%	▲76.0%

長野県内の路線価は26年連続で下落という結果となりました。

県内の最高額は長野市の長野駅前通りの1㎡当たり285,000円で前年比3.4%下落しました。長野県内平均は前年比0.5%下落となりました。

諏訪圏の最高額はJR上諏訪駅前国道沿いで1㎡当たり58,000円で前年同額となり、再開発等の効果が期待が寄せられた結果で推移しています。

緊急事態宣言の発令など社会経済の不透明感があることから、年の途中で大幅に地価が下落するような場合、前年同様に路線価の補正が検討される場合があります。

(北原隆幸)

## 職員コラム ～社会人になり～

上條 留奈

初めまして。4月に入社しました上條留奈と申します。これからよろしくお願いたします。

社会人になり約3ヶ月が過ぎました。社会人としてのマナーや仕事のことなど、覚えることが沢山あり、忙しい日々を過ごしています。

3ヶ月間の中で、お客様にご迷惑をおかけしてしまったことが何度もありました。その都度申し訳ないという気持ちでいっぱいになり、とても落ち込みました。ですが、失敗をする度、上司や先輩方がどのようにすべきだったのか等を教えてくださり、教えていただいたことを常に意識することで、同じ失敗をしないよう気を付けることができています。

失敗をしない方がいいというのは勿論なことですが、失敗から学ぶこともあると思いますので、失敗を恐れすぎずに行動し、日々成長していきたいと思っております。

ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、精一杯頑張りますので、どうぞこれからよろしくお願い致します。

